

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(本文)(新旧対照表)

現 行	改 正
<u>7 不動産特定共同事業関係</u> 7-2 許認可届出事項 7-2-1 許可の申請 法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 規則第5条第2項第2号に規定する「これに代わる書面」を提出する場合において、国内に在留する外国人である場合にあっては<u>外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書を</u>、国内に在留しない外国人である場合にあっては<u>本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面を添付していること。</u> なお、国内に在留する外国人又は国内に在留しない外国人である場合における「これに準ずる書面」の書式について照会があった場合は、別記様式を参考とすること。	<u>7 不動産特定共同事業関係</u> 7-2 許認可届出事項 7-2-1 許可の申請 法第5条第1項及び第8条第1項に規定する許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 規則第5条第2項第2号に規定する「これに代わる書面」を提出する場合において、国内に在留する外国人である場合にあっては<u>在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本を</u>、国内に在留しない外国人である場合にあっては<u>本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面を添付していること。</u> なお、国内に在留する外国人又は国内に在留しない外国人である場合における「これに準ずる書面」の書式について照会があった場合は、別記様式を参考とすること。

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(本文)(新旧対照表)

現 行	改 正
<u>1 1 確定拠出年金運営管理機関関係</u> 1 1 - 2 登録の申請、届出関係 1 1 - 2 - 1 登録申請書の受理 (1) (略) (2) 登録申請書類の添付書類の審査に係る留意事項 <u>国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等でも可）は、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下「主務省令」という。）第3条第1項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</u>	<u>1 1 確定拠出年金運営管理機関関係</u> 1 1 - 2 登録の申請、届出関係 1 1 - 2 - 1 登録申請書の受理 (1) (略) (2) 登録申請書類の添付書類の審査に係る留意事項 <u>国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等でも可）は、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下「主務省令」という。）第3条第1項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</u>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(本文)(新旧対照表)

現 行	改 正
<u>1 3 指定信用情報機関関係</u> (別紙) 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容 指定信用情報機関の間で提供する情報は、以下のとおりとする。 1. 個人信用情報 個人信用情報については、法第 41 条の 24 第 1 項の規定に基づき、指定信用情報機関間の提供義務が課せられている。 1 - 1 本人特定要件 (法第 41 条の 35 第 1 項第 1 号) ①～⑤ (略) ⑥【<u>運転免許証の番号</u>】(施行規則第 30 条の 13 第 1 項第 6 号) ・顧客が<u>運転免許証</u>の交付を受けている場合に限る。	<u>1 3 指定信用情報機関関係</u> (別紙) 指定信用情報機関の間で提供する情報の内容 指定信用情報機関の間で提供する情報は、以下のとおりとする。 1. 個人信用情報 個人信用情報については、法第 41 条の 24 第 1 項の規定に基づき、指定信用情報機関間の提供義務が課せられている。 1 - 1 本人特定要件 (法第 41 条の 35 第 1 項第 1 号) ①～⑤ (略) ⑥【<u>運転免許証等の番号</u>】(施行規則第 30 条の 13 第 1 項第 6 号) ・顧客が<u>運転免許証等</u>の交付を受けている場合に限る。

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(本文)(新旧対照表)

現 行	改 正
<u>14 資金移動業者関係</u> I 資金移動業者の監督上の評価項目 I—2 業務の適切性等 I—2—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等 I—2—2—2 帳簿書類 I—2—2—2—1 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 未達債務の発生・移転・消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務を当該考え方に則り適切に認識するための態勢を整備しているか(注2・3)。特に、国際送金を行う場合には、債務の相手方が国内にある利用者から海外にある利用者に移転する時点を適切に認識しているか(注4)。さらに、為替取引に係る支払いを他の資金移動業者等に委託する場合には、未達債務が当該他の資金移動業者等に移転する時点を適切に認識しているか(注5)。 (注2)・(注3)(略) (注4) 資金移動業者が利用者に対して負っている為替取引に係る債務のうち、海外にある利用者に対して負っている債務は、未達債務に計上しないことができるが、当該取扱いが認められるためには、以下のような態勢を整備することが必要となる。 イ. 利用者ごとに、<u>居住地</u>(国内か国外か)が確認できていること。 ロ・ハ (略) (注5) (略)	<u>14 資金移動業者関係</u> I 資金移動業者の監督上の評価項目 I—2 業務の適切性等 I—2—2 利用者保護のための情報提供・相談機能等 I—2—2—2 帳簿書類 I—2—2—2—1 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 未達債務の発生・移転・消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務を当該考え方に則り適切に認識するための態勢を整備しているか(注2・3)。特に、国際送金を行う場合には、債務の相手方が国内にある利用者から海外にある利用者に移転する時点を適切に認識しているか(注4)。さらに、為替取引に係る支払いを他の資金移動業者等に委託する場合には、未達債務が当該他の資金移動業者等に移転する時点を適切に認識しているか(注5)。 (注2)・(注3)(略) (注4) 資金移動業者が利用者に対して負っている為替取引に係る債務のうち、海外にある利用者に対して負っている債務は、未達債務に計上しないことができるが、当該取扱いが認められるためには、以下のような態勢を整備することが必要となる。 イ. 利用者ごとに、<u>住所</u>(国内か国外か)が確認できていること。 ロ・ハ (略) (注5) (略)